

確定申告が 始まります

◆問い合わせ
税務課市民税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111（内線3201～3203）

所得・消費税などの 確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口へ持参、または郵送でお早めに提出ください。作成にあたっては、自宅のパソコンなどで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成できます。また、マイナンバーカードを利用してe-Taxでの申告を行うと、税務署窓口へ申告書を持参、または郵送する必要もなくなり便利です。

確定申告指導・申告書の受付期間
所得税 2月17日(月)～3月16日(月)
贈与税 2月3日(月)～3月16日(月)
消費税等 3月31日(火)まで
申告会場・時間
 名寄税務署会議室(2階)
 9時～16時(土・日・祝日を除く)
 ☎01654②2157

確定申告が始まります

- ※⑥と⑦は重複して選択することができません。
- ※令和元年分確定申告、令和2年度住民税申告までは、領収書の添付または提示によることもできます。
- ⑧ 社会保険料（国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料（介護保険料等）の領収書など）
 - ⑨ 寄附金控除にかかる、寄附先からの受領証及び特定公益法人に対する寄附についての証明書など
 - ⑩ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など
 - ⑪ 国外に居住する親族の扶養控除等の書類
 - ⑫ 所得税の還付申告の場合は振込先口座（本人名義）のわかるもの

住民税の決定について

今回の申告により令和2年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方（住民税を給与天引きされる方）が5月10日頃、それ以外の方（住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方）は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

所得税の確定申告が必要な方

- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方
- ※ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要で、また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めずになつていて還付申告をする方
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方

住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内がき」で相談口をご案内します。

で、はがきと関係書類を持参してください。

「案内がき」が届かない方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間

2月17日(月)～3月16日(月)
 ※ 申告の受け付けは土日祝日を除く
申告場所
 ■ 税務課市民税係（名寄庁舎2階）
 ■ 地域住民課総務・税務係（風連庁舎1階）

※ 申告受け付け資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

マイナンバーの記載と確認が必要です

申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と番号確認・身元確認が必要になります。

また、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除（16歳未満の扶養含む）、専従者がある場合は、それぞれの方の個人番号の記載も必要です。

※ マイナンバー法規則改正に伴う要件を満たした方（個人事業者で開業届出書、確定申告書などの提出の際に番号法上の本人確認が行わ

れている方）は、身元確認のみとなりました。

申告に必要なもの

- ① 案内はがき、印鑑
- ② 番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票、身元確認書類（運転免許証など顔写真入りものは1点、健康保険証や年金手帳など顔写真のないものは2点）
- ※ マイナンバーカードは身元確認もできます。
- ③ 給与・年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金などの支払調書
- ④ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費などの明細書

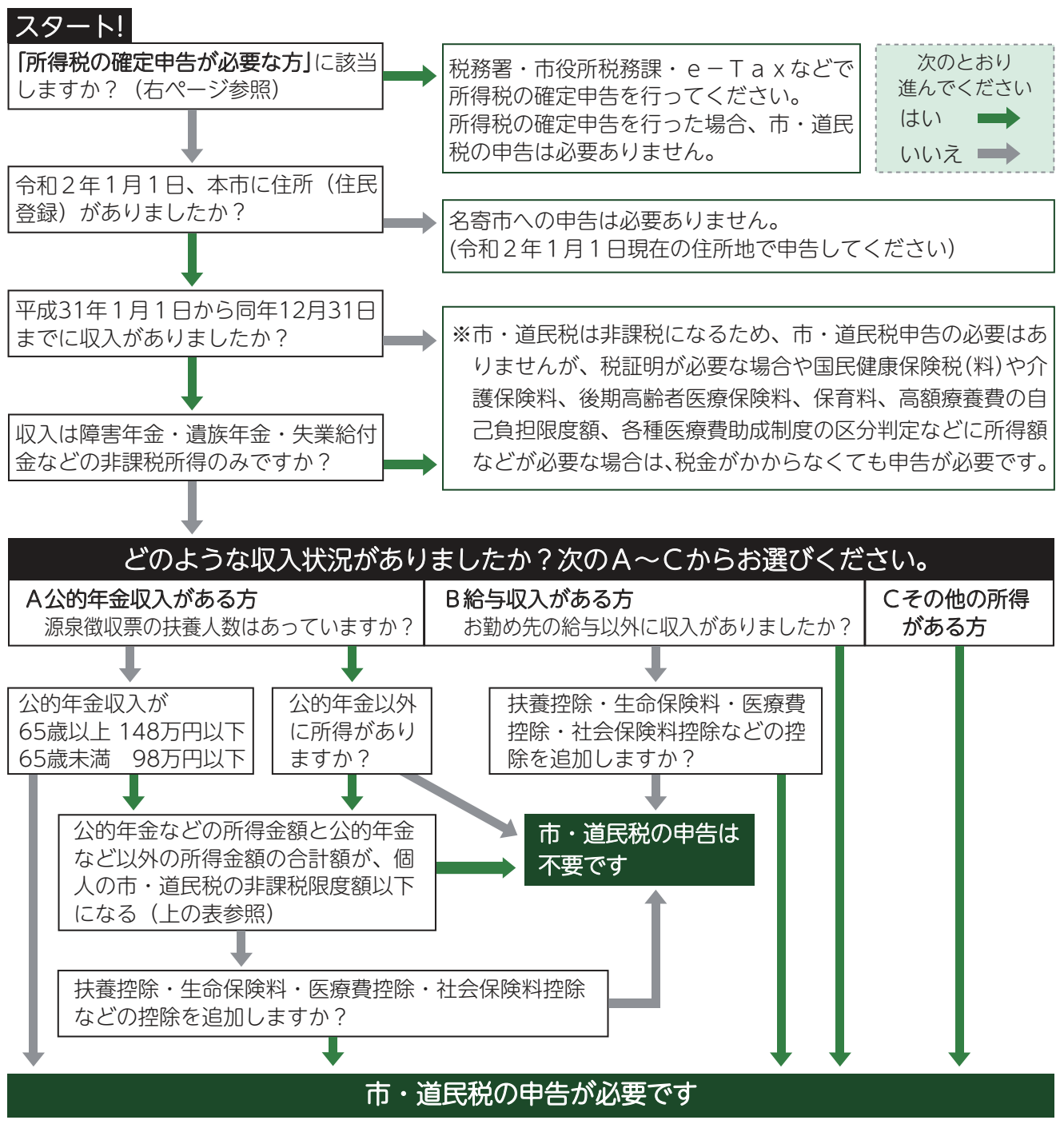
※ 内容によっては、税務署で申告していただく場合があります。

⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険などの控除証明書

⑥ 医療費控除に係る医療費（薬代含む）等の明細書および生命保険や高額医療費などで補てんされた金額のわかるもの

⑦ スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）にかかる、スイッチOTC医薬品の名称、購入額、販売者の氏名や名称などを記載した「セルフメディケーション税制の明細書」および健（検）診などを受けた

市・道民税の申告フローチャート



個 人市・道民税の
非課税限度額

本人と 扶養親族等 の合計人数 (※1)	65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和30年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得 と他の所得の 合計(所得金額)	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)	公的年金等の所得 と他の所得の 合計(所得金額)	公的年金等の 収入のみの場合 (収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

個 人住民税の税制改正

令和元年分確定申告・令和2年度分住民税申告から適用される
主な変更点

ふるさと納税制度の見直し

総務省では、ふるさと納税(個人住民税にかかる寄附金税額控除の特例控除該当部分)の対象とする地方

団体の見直しを行い、令和元年6月1日から一部の地方団体は、特例控除対象外としています。詳しくは、総務省ホームページでご確認ください。

■住宅借入金等特別控除の適用期限の拡充

消費税率の引き上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した住宅取得等について、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間が3年間延長されます。延長された期間での控除額の計算は、次のいずれか少ない金額が適用されます。

- ①建物購入価格の2%の3分の1
 - ②住宅ローン年末残高の1%
 - ※建物購入価格と住宅ローン年末残高は、上限4000万円です。
- ※所得税額から控除しきれない額は、控除限度額の範囲で個人住民税から控除されます。



所 得税・住民税の控除

対象者は認定書または確認書を持参のうえ申告を

次の対象者またはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。

■障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。

- ①65歳以上で要介護認定を受けている方
- ②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

※認定書を発行するには時間を要します。事前に申請してください。

※昨年以前に認定書を発行し、要介護認定区分に変更がない場合は、そのまま使用できます。

■おむつ使用確認書
(医療費控除対象)

要介護認定を受け、次の①～③の全てに該当する方に発行します。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
- ②おむつを使用した当該年、または前年に作成した主治医意見書がある方
- ③主治医意見書の内容で、「寝たきりの状態であること」「および」「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

※前年の「おむつ使用証明書」の写し、または、それ以前よりおむつ代の医療費控除を受けていることが確認できる書類の写しが必要です。

※おむつ代の医療費控除を受けることが1年目の方は、医師の証明である「おむつ使用証明書」(有料)が必要です。

■申請窓口

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
地域住民課(風連庁舎1階)

■問い合わせ

高齢者支援課(名寄庁舎2階)
☎01654③21111
(内線3234③3236)

国 民健康保険のお知らせ

医療費控除の前に
高額療養費の支給手続きを

令和元年12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬にご案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、支給対象と思われる方で案内が届かない場合は、確定申告前に問い合わせください。

■問い合わせ

市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)
☎01654③21111
(内線3118)

